



スクールシャトルバス運行時刻表

京王稲田堤 ⇄ ヴェルディグラウンド校

■ヴェルディグラウンド校

乗降場所：京王稲田堤駅バスロータリー まいばすけっと前

曜日	開催クラス	京王稲田堤発	グラウンド着	グラウンド発	京王稲田堤着
月	16:30～17:40 1・2年生 / 3・4年生 / 5・6年生	16:10	16:15	17:50	17:55
	17:50～19:00 プレミア3・4年生 / プレミア5・6年生	17:30	17:35	19:10	19:15
火	16:30～17:40 1年生 / 2・3年生 / 4年生 / 5・6年生	16:10	16:15	17:50	17:55
水	16:30～17:40 スペシャル1・2・3年生 / スペシャル4年生 スペシャル5・6年生 / ゴールキーパー ※原則として①②に乗車	① 15:55	16:00	17:50	17:55
		② 16:05	16:10		
	女子スペシャル3・4年生 / 女子スペシャル5・6年生 女子プレミア5・6年生 ※原則として③に乗車	③ 16:15	16:20	18:00	18:05
木	16:30～17:40 1年生 / 2・3年生 / 4年生 / 5・6年生	16:10	16:15	17:50	17:55
金	16:30～17:40 1年生 / 2・3年生 / 4年生 / 5・6年生	16:10	16:15	17:50	17:55

スクールシャトルバスは登録制です。
交通事情によりましては若干の遅延が発生する場合がございますことご了承下さい。
保護者のみのご利用はできません。

【利用料】 サッカースクール生：月額800円（税込） / 保護者：月額1,000円（税込）

※保護者利用時は合計1,800円（税込）

《東京ヴェルディサッカースクールシャトルバス 運行規約》

1 【適用】

東京ヴェルディサッカースクールシャトルバスは「スクールシャトルバス」と称し、事務局を東京ヴェルディ株式会社（東京都稲城市矢野口4015-1）内に置くものとする。

2 【利用資格】

スクールシャトルバスを利用できるのは、所定の料金の支払いをした東京ヴェルディサッカースクールのスクール生、及び保護者とする。

3 【スクールシャトルバスの利用登録】

スクールシャトルバスを利用する場合には、必ず「スクールシャトルバス登録」を行うこととする。
利用者は、hacomonoで所定の手続きを行い、サッカースクール事務局は「スクールシャトルバス乗車証」を発行するものとする。

4 【サービス内容】

スクールシャトルバスの登録を行ったスクール生およびその保護者は、指定された乗降場所とヴェルディグラウンド校との間で運行される送迎バスを利用できるものとする。
乗車する際には「スクールシャトルバス登録証」を必ず同乗しているコーチ・事務局員へ提示する。

5 【運行維持費】

スクールシャトルバスを利用する場合には、スクールシャトルバス登録を行い、下記の利用料を毎月支払うものとする。
・スクール生 月額800円／保護者様 月額1,000円

6 【乗車マナー】

スクールシャトルバスに乗車するにあたり、以下のマナーを守るものとする。

- 1) 車内での飲食禁止
- 2) 運転手の指示に従う
- 3) シートベルトを装着する
- 4) 運転中は車内を歩かない

7 【更新】

年度更新時には、期日までに申請がない場合、利用登録は自動更新とする。

8 【運休】

やむを得ない事情により、スクールシャトルバスを運休する場合には、サッカースクール事務局より連絡をするものとする。

9 【退会】

本スクールを退会する場合には、スクールシャトルバス登録も解除し、「スクールシャトルバス登録証」を返却するものとする。

10 【バス登録解除】

スクールシャトルバスの登録を解除する場合は、解除を希望する月の前月15日までに、hacomonoにて手続きするものとする。

11 【事故】

スクールシャトルバスが事故に遭った場合、当クラブの保険範囲内で対応するものとする。

12 【登録カードの紛失】

スクールシャトルバス登録証を紛失した場合には、サッカースクール事務局にて再発行の手続きを行う。

13 【不正利用、複製、転売等の禁止】

スクールシャトルバス登録カードの転売・譲渡・貸与を禁止するものとする。

14 【違反行為】

スクールシャトルバスに登録されたスクール生、保護者が著しい不正行為をされた場合、スクールシャトルバス乗車を無効とし、以後スクールシャトルバスの乗車は禁止するものとする。

15 【付則】

スクールシャトルバス運用事項は、必要に応じ随時改正することができるとともに、本運用事項に関する内容について細則を定めることが出来る。

16 【発行】

当運用事項は、2015年4月1日より有効とする。